

生徒手帳



滋賀県立信楽高等学校

目 次

校歌	1
学則	2
教科・科目等の履修と成績評価について	7
生徒心得	8
服装・頭髪規定	10
生徒会会則	11
生徒会の組織	16
生徒会贈与に関する規約	17
図書館規定	18
災害発生時の対応について	
気象警報等発表時の対応について	19

校 歌

作詞 園 脩
作曲 楠 芳文

1. 宮趾煙る 紫香樂の

愛^{あたご}岩^{おか}の丘^{みび}に 聳^{そび}えたち
久^く遠^{おん}の理^り想^{そう} かか^かげ^げたる
若^{わか}き血^ち潮^{しお}の 高^{たか}鳴^なりに
い^いや榮^{さか}え^えあれ 信^{しがらき}樂^{こうこう}高^{こう}校^{こう}

2. 土の香匂い 炎舞う

陶^{とう}芸^{げい}の町^{まち} 名^なにし^しお^う
平^{へい}和^わの象^{しるし}徴^し き^ぎざ^ざみ^みつ^つ
若^{わか}き生^{いのち}命^ちの 溢^{あふ}れた^たる
誇^{ほこ}りも高^{たか}き 信^{しがらき}樂^{こうこう}高^{こう}校^{こう}

3. 青空澄みて 山脈迫る

大^{だい}戸^どの川^{がわ}の 水^{みず}清^{きよ}く
つ^つき^きせ^せぬ^ぬ幸^{さち}を 求^{もと}め^めつ^つ
若^{わか}き希^き望^{ぼう}の 渦^{うず}ま^まける
い^いざ^ざ進^{すす}ま^まなん 信^{しがらき}樂^{こうこう}高^{こう}校^{こう}

滋賀県立信楽高等学校学則

第1章	総則（第1条～第3条）
第2章	年次・学期および休業日（第4条～第7条）
第3章	教育課程・教科用図書等（第8条～第10条）
第4章	成績評価・単位の認定・卒業等（第11条～第13条）
第5章	生徒定員および職員組織（第14条～第15条）
第6章	入学・編入学・転学・留学・休学・退学および欠席等（第16条～第27条）
第7章	保護者等の届出等（第28条～第30条）
第8章	授業料および入学料の徴収（第31条～第36条）
第9章	ほう賞および懲戒（第37条～第40条）
	付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この学則は、滋賀県立学校の管理運営等に関する規則（昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号）第2条第1項の規定に基づき、滋賀県立信楽高等学校の運営に関し必要な事項を定め、円滑かつ適正な学校運営に資することを目的とする。

（課程および修業年限）

第2条 滋賀県立信楽高等学校（以下「学校」という。）には、全日制の課程を置き、その修業年限は3年とする。

（学科）

第3条 全日制の課程は、総合学科とする。

第2章 年次・学期および休業日

（年次）

第4条 年次は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（学期）

第5条 学期は、次のとおりとする。

- （1）第1学期 4月1日から7月31日まで
- （2）第2学期 8月1日から12月31日まで
- （3）第3学期 1月1日から3月31日まで

（休業日）

第6条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- （1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - （2）日曜日および土曜日
 - （3）年度始休業日 4月 1日 から 4月 7日 まで
 - （4）夏季休業日 7月21日 から 8月31日 まで
 - （5）冬季休業日 12月24日 から 1月 6日 まで
 - （6）年度末休業日 3月25日 から 3月31日 まで
 - （7）前各号に定めるもののほか、特に滋賀県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指定する日
- 2 校長は前項の規定にかかわらず、学校教育上必要があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出

て、授業日と休業日を振り替え、または休業日に授業を行うことができる。

(臨時休業)

第7条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程・教科用図書等

(教育課程)

第8条 学校の教育課程は、校長が学習指導要領および教育委員会が定める基準により、毎年これを編成する。

(学校行事)

第9条 学校が教育活動の一環として実施する修学旅行、対外競技への参加、水泳、登山、キャンプおよびその他の校外行事等については、教育委員会の定める基準による。

(教科用図書)

第10条 教科用図書は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書または学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条の規定による教科用図書で、教育委員会の採択したものを使用する。

第4章 成績評価・単位の認定・卒業等

(成績評価)

第11条 成績評価については、校長がこれを定める。

(単位の認定)

第12条 校長は、教科・科目および総合的な探究の時間を履修し、その成果が目標からみて満足できると認められる生徒については、その教科・科目および総合的な探究の時間の所定の単位を修得したことを認定する。

(卒業)

第13条 所定の期間在学し、所定の各教科・科目、総合的な探究の時間の単位を修得した生徒で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められる者について、校長は、全課程の修了を認定し、卒業証書（別記様式第1号）を授与する。

2 卒業の時期は、3月とする。

第5章 生徒定員および職員組織

(生徒定員)

第14条 学校の生徒定員は、教育委員会の定めるところによる。

(職員組織)

第15条 学校の職員組織は、教育委員会の定めるところによる。

第6章 入学・編入学・転学・留学・休学・退学および欠席等

(入学時期)

第16条 入学の時期は、年次の始めとする。

(入学資格)

第17条 学校に入学することのできる者は、学校教育法第57条および学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条に規定する者とする。

(選抜方法)

第18条 学校の通学区域、入学志願に関する手続および入学者の選抜方法については、教育委員会の定めるところによる。

(入学許可)

第19条 入学は、校長が許可する。

(入学手続)

第20条 入学を許可された者は、入学の日から10日以内に宣誓書(別記様式第2号)、誓約書(別記様式第3号)を校長に提出しなければならない。

(編入学)

第21条 校長は、退学した者または学籍を除かれた者が再び入学を希望する場合および学校教育法施行規則附則第6条の規定に該当する者が編入学を希望する場合において、その事由を調査した結果、教育上支障がないと認めるときは、選考の上、相当年次に編入学を許可することができる。

2 前項の場合については、第17条から前条までの規定を準用する。

(転学)

第22条 校長は、他の学校から転入学を希望する生徒のある場合において、その事由を調査し、教育上支障がないと認めるときは、履修した単位に応じて選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。

2 他の学校に転学を希望する生徒は、その事由を記し、保護者等と連署の上、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

3 第1項の場合については、第17条から第20条までの規定を準用する。

(留学)

第23条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が国外の高等学校に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、国外の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、36単位を越えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒については、留学が終了した時点において、年次の中途においても、各年次の課程の修了または、第13条第2項に規定するもののほか、卒業を認めることができる。

(休学)

第24条 生徒が病気その他やむを得ない事由のため、3ヶ月以上出席することができないときは、その事由および期間を記した書類に保護者等と連署の上、医師の診断書等その事由を証する書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。

2 休学の期間は、3ヶ月以上1年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

3 校長は、休学中の生徒が第1項に規定する事由の消滅により復学を願っていた場合は、相当年次に復学させることができる。

(退学)

第25条 退学しようとする生徒については、第22条第2項の規定を準用する。

(欠席)

第26条 生徒が病気その他の事由により欠席する場合は、速やかにその事由を校長に届け出なければならない。

2 前項の欠席が引き続き7日以上に及ぶときは、その事由を証明する書類を添えて、校長に届け出なければならない。

3 忌引きについては、校長が別に定める。

(出席停止)

第27条 校長は、感染症にかかりまたはそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

第7章 保護者等の届出等

(保護者等)

第28条 保護者等は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者その他これに準ずる者とする。

(保護者等の義務)

第29条 保護者等は、学校に対してその生徒に関する一切の責任を引き受けなければならない。

(保護者等の変更)

第30条 保護者等に異動を生じた場合または保護者等が住所もしくは氏名を変更した場合には、必要書類を添えて、直ちに校長に届け出なければならない。

第8章 授業料および入学料の徴収

(授業料及び入学料の徴収)

第31条 授業料および入学料の徴収は、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）に定めるところによる。

(授業料の徴収)

第32条 授業料は、一括納入または分割納入とし、校長の指定する納入期日までに納入しなければならない。ただし、年次の中途において県外の学校から転入学もしくは編入学した生徒、県外の学校に転学する者または退学した者の授業料は、その事情が生じた月を含め月割計算をもって徴収する。

2 第24条の規定により休学の許可を受けた者で全く出席しない月があるときは、その者に対する授業料は、その月につき月割によって計算した額を控除して得た額とする。

(授業料の減免)

第33条 経済的理由その他の事情により授業料の減免を受けようとする生徒は、別に定める手続きにより願い出ることができる。

(授業料未納者の処置)

第34条 正当な理由がなく授業料を期限までに納入しない生徒については、校長は、その出席を差し止めることができる。

2 授業料の未納が長期にわたる場合には、校長は生徒の学籍を除くことができる。

(入学料の納入)

第35条 入学料は、一括納入とし、校長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、校長の指定する納入期日までに納入しなければならない。県外から転入学または編入学した生徒についても同様とする。

2 校長がやむを得ない事情があると認める場合であって前項の納入期日までに納入できないときは、校長が別に定める期限までに納入しなければならない。

3 既に納入した入学料は、還付しない。

(入学料未納者の処置)

第36条 校長は、正当な理由がなく入学料を、前条第1項の期限までに納入しない生徒については、それぞれ入学を許可しないことまたは入学の許可を取り消すことができる。

第9章 褒賞および懲戒

(表彰)

第37条 校長は、他の範とするに足ると認めた生徒については、これを表彰することができる。

(懲戒)

第38条 校長は、生徒に対して教育上必要があると認めたときは、これを懲戒することができる。

2 懲戒は、訓戒、謹慎、停学または退学とする。

(退学)

第39条 校長は次の各号の一に該当する生徒には、退学の処分を行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(表彰および懲戒の細則)

第40条 ほう賞および懲戒の手続きならびにその実施に関する事項については、校長が別にこれを定める。

付 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成16年1月7日から施行する。

付 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成18年3月15日から施行する。

付 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

付 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この学則中第32条、第33条および第34条の授業料に関する規定は、滋賀県立高等学校の授業料等の特例に関する条例（平成22年滋賀県条例第17号）が施行されている間は、適用しない。

付 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

教科・科目等の履修と成績評価について

1. 各教科・科目等の履修

- (1) 本校の教育課程に定められた各教科・科目，特別活動（ホームルーム活動・学校行事等）および総合的な探究の時間をすべて履修しなければならない。
- (2) 各教科・科目および総合的な探究の時間の履修は、その欠課時数が1単位35単位時間の3分の1以下の者について認める。

2. 成績評価

- (1) 成績評価は、各種考査の結果、パフォーマンス課題等を総合判断して行う。

3. 考査

- (1) 考査において、次のいずれかに該当するときは素点を「0」とする。
 - ① 不正行為のあった当該科目
 - ② 正当な理由なく考査を欠席した場合の当該科目（考査の欠席における正当な理由とは、診断書またはそれに準ずるものが提出された病気・怪我等とする。）
- (2) 正当な理由により考査を欠いた者については、配慮する。

生徒心得

第1章 総 則

第1条 この生徒心得は、知性豊かにして教養ある民主的な社会人となるために、本校生徒としての生活の規範および手続きを定めたものである。

第2条 本校生徒は、この心得を校内および校外の生活指針とし、高校生としての自覚と自主自律の精神にもとづいて、行動するよう努めなければならない。

第2章 校内生活

第3条 始業時に遅れないように入室し、授業中は真剣な態度で学習に取り組むこと。他人に迷惑をかけるような言動はつつしむこと。

第4条 校舎内では、防寒着・帽子・マフラー・手袋の類は着用しないこと。ただし、担当教員の許可を得た者はこの限りではない。

第5条 自習時間は担当教員の指示を受け、静かに学習すること。

第6条 実技をとともう授業において見学する場合は、事前に担当教員に申し出て指示を受けること。

第7条 授業中の入室・退室は担当教員の許可を受けること。

第8条 休憩中であっても騒がしくならないよう心がけ、校内放送に注意すること。

第9条 平日の下校時刻は午後6時までとし、前記の時刻を過ぎるときは、関係職員の許可を受けること。

第10条 病気などやむを得ない事由により欠席・遅刻・欠課・早退をする場合は、事前に申し出ること。

また、欠席が7日を越える場合は、その事由を証明する書類を、学級担任まで提出すること。

第11条 忌引しなければならない事態が生じた場合は、その旨を学級担任に申し出て指示を受けること。

第12条 本人または保護者等に住所変更等の異動があった場合は、学級担任まで申し出ること。

第13条 校舎内外は常に美化整頓に努めること。

第14条 学級日誌は、そのクラスの日直が、遅刻・欠課・早退や、学習の記録および当日の所感などを詳しく記入して、学級担任に提出すること。

第15条 学校の施設・設備など公共物は大切に使用すること。誤って破損・紛失したときは速やかに生徒部まで届け出て指示を受けること。なお、事情によっては弁償しなければならない。

第16条 持ち物には氏名を記入して、貴重品は各自が責任をもって管理すること。

第17条 紛失物・拾得物のあったときは、速やかに学級担任または生徒部に届け出ること。

第18条 登校から授業終了までは、校外に出てはならない。やむを得ない理由で校外に出る場合は、担当教員の許可を受けること。

第19条 みだりに事務室・教務室・保健室などに立ち入らないこと。

第20条 考査に際しては、次の事項を守ること。

(1) 考査は厳正な態度で受け、不正行為や疑わしい行為はしないこと。

(2) 机の配列は間隔を広げ、定められた席順に着席すること。

(3) 荷物は廊下へ出し、試験会場の机の中は空にすること。机上に置けるものは、鉛筆またはシャープペンシル、および消しゴムとする。

(4) 考査開始後25分が経過して遅刻した者は、考査を受けることができない。

(5) 考査の時間割発表時から終了時までは、教務室に入室してはならない。

第21条 学校行事・ホームルーム活動・部活動等には積極的に参加し、集団の中で長所を伸ばし、自己の向上に努めること。

第22条 生徒会役員、ホームルームの役員、その他各種の代表者や役員は、その責任を自覚し、誠実に任務を遂行し、目的達成のために積極的に行動すること。

第23条 校内外で文書などの配布および掲示を行う場合は、生徒部の許可を受けること。

第3章 校外生活

第24条 部活動等による対外的な活動に参加する者は、学校を代表していることを自覚し、行動や態度に留意すること。

第25条 登下校に際しては制服を着用すること。また、制服は清潔にして端正であること。

第26条 登下校には所定の通学路を通ること。また、特に交通安全に心がけ交通ルールを守り、他人に迷

惑をかけないよう努めること。自転車を利用して通学する生徒は、所定の手続きを行ない、許可を受け、ステッカーを自転車に貼り付けること。

第27条 校外で指導や補導を受けた場合、または、交通事故・交通違反を起こしたときは、速やかに学校に届け出て指示を受けること。

第28条 アルバイトは許可制とする。アルバイトをする場合は担任へ申請し、学年との面談の上、学校の許可を受けること。ただし、学校生活（成績、授業態度、欠席数、遅刻数など）の面から許可できない場合がある。また、公序良俗に反する業務や危険な業務、酒席に侍する業務および帰宅時間が23時を越える（本規定第34条深夜徘徊）就業時間は認めない。就業にあたっては、下記第5章禁止事項に抵触することの無いよう自律した行動を心がけること。

第29条 休業中に学校の施設・設備を使用しようとする場合は、事前に学校の許可を受け、使用後は整理整頓のうえ関係職員の点検を受けること。

第4章 一般事項

第30条 生徒証（IDカード）は常に携帯すること。

第31条 人との交際は互いに人格を尊重し、明朗で良識ある交際であること。

第32条 諸経費は所定の期日までに納入すること。

第5章 禁止事項

第33条 暴力・万引・飲酒・喫煙および薬物乱用等はしてはならない。また、法令等で禁止されている遊戯場や映画館などに入りしめないこと。

第34条 夜間23時以降の外出および無断での外泊は禁止する。23時以降は深夜徘徊となる。

第35条 高等学校PTA連合会の自主規制に従い、原動機付自転車・バイク・自動二輪および普通自動車の免許取得・車の購入・乗車・運転をしてはならない。また、「電動キックボード」（特定小型原動機付自転車）は、登下校時や学校行事、部活動等での移動、その他学校に関わる移動等の利用および乗車は認めない。ただし、普通自動車等の免許取得においては、進路決定者には保護者の承諾を得て、学校の所定の手続きを行った者のみ、原則11月1日以降から、自動車学校に入所することができる。しかし免許を取得した者は、その免許証を卒業時まで学校の管理下に置き、在学中は乗車してはならない。

第36条 スマートフォンや携帯電話は授業中や考査中に使用してはならない。

第6章 「届」「願」

第37条 「届」「願」の提出窓口は次の表による。

種 類	提出窓口
休学・転学・退学願	学級担任
欠席・早退・欠課	
保護者等の異動・変更の届	
自動車教習所入所届	
異装届	
成績・卒業証明書の交付願（在学中）	事務室
在学・通学・学生割引などの証明書の交付願	
成績・卒業証明書の交付願（卒業後）	生徒部
文書の配布・校外活動・掲示物願	
アルバイト許可願	
自転車通学届	

忌引の日数

父母	7日以内
祖父母	2日以内
兄弟姉妹	3日以内
伯叔父母	1日以内

*遠方の場合は上記に必要な日数を加える。

服装・頭髪規定

1. 服装 本校指定の制服を着用すること。
2. 頭髪 茶髪などの染毛・脱色やパーマ、ヘアエクステンションなどの頭髪の加工は認めない。
また、奇抜な髪型も認めない。

制服	本校指定の制服（ブレザー・カットシャツ・ズボン・スカート・セーター・カーディガン・ベスト・ネクタイ）を着用すること。 *防寒のためのコートは冬季のみ許可する。ブレザーを着ずに、防寒着を着用することは認めない。また、スカートの下に体操服等のジャージをはくことも認めない。
頭髪	清潔に整えること。*染毛・脱色・エクステやパーマ等の加工、奇抜な髪型は認めない。
鞆	他校の校名・校章入りのものは認めない。
上履	本校指定のものを着用すること。
靴	スリッパ、サンダル等での登下校は認めない。 華美なものや高価なものは避け、登下校に適したものを着用すること。
靴下	冬季のタイツも含め、制服に合うものであること。
他	装身具（ネックレス・ピアス・指輪）などのアクセサリーの着用、ネイルアート、付け爪、カラーコンタクト、および化粧（マキア・口紅を含む）は認めない。

2024年4月1日 一部改定

滋賀県立信楽高等学校生徒会会則

第1章 総則

第1条〔名称〕

本会は滋賀県立信楽高等学校生徒会と称する。

第2条〔会員〕

本会は滋賀県立信楽高等学校の生徒によって組織する。

第3条〔目的〕

本会は会員の民主的で健全な自治精神にもとづき相互の敬愛と協力により自治活動の促進をはかり、学校生活の経験をつうじて主権者にふさわしい資質を養うとともに会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第4条 本会は前条目的を達成するために下記の事項を行う。

1. ホームルーム活動
2. 委員会の運営
3. 部活動
4. その他目的達成のために必要な活動

第5条 会員は第3条目的達成のため本会の活動に参加する権利と義務を有する。

第6条 本会の顧問は本校教職員とする。

第2章 役員

第7条 本会は次の役員をおく。

会長	1名
副会長	2名
書記	2名
会計	2名
情宣	2名
会計監査	若干名
運営委員	若干名
選挙管理委員	若干名
代議員会議員	各クラス2名

第8条 第7条の役員は併任することはできない。ただし会計監査委員長・会計監査委員と代議員との併任については第9条で定める。

第9条 役員を選出法は下記のごとく定める。

- (1) 会長及び副会長は本会員の総選挙による。ただし副会長のうち1名は1年次生とする。
- (2) 書記・会計・情宣・運営委員長・運営副委員長は会長の委嘱により決定される。ただしこの場合代議員会の承認を必要とする。
- (3) 議長・副議長は代議員会の委員長・副委員長が併任する。
- (4) 会計監査委員は代議員が併任する。会計監査委員会は代議員会が代行する。会計監査委員長・副委員長は代議員の互選による。ただし代議員会議長、および副委員長と併任することはできない。

第10条 役員は次の任務をおこなう。

- (1) 会長は本会のいっさいの任務を統理する。
- (2) 副会長は常時会長を補佐し会長事故ある時はその任務を代行する。
- (3) 書記はあらゆる会議の議事録の作成およびいっさいの事務記録の整理保管をおこなう。
- (4) 会計は本会の会計をつかさどり出納簿を整理保管する。会計決算は年度末には会計監査を経て、全会員に報告しなければならない。

(5) 議長団は総会および代議員会の議長・副議長をつかさどり、議事運営にあたる。

(6) 会計監査委員会は本会の会計の適正化に努める。

第11条 他の役員の任務は他の章で述べる。

第12条 役員の共通資格は次のとおりとする。

(1) 任期は1年とする。ただし、選挙管理委員は半年とする。

(2) 普通選挙においては3年次生を除く学年から選ばれる。ただし、特別選挙の場合はこの限りでない。

第13条 選挙に関する規定は別に定める。

第3章 生徒総会

第14条 生徒総会は全会員より構成された本会の最高議決機関であり、予算、決算の承認および会則の改正、その他重要事項に関して審議決定する。

第15条 総会は年1回定例総会を開催する。

第16条 総会は会長が召集し、原則として開催の1週間前に議題を公示しなければならない。

第17条 会長は次の要求があった場合臨時総会を召集しなければならない。

(1) 会長が必要と認めた場合。

(2) 代議員会にて委員の3分の2以上と認めた場合。

(3) 会計監査が必要と認めた場合。

(4) 全会員の3分の1が認めた場合。(署名)

第18条 総会は全会員の3分の2以上の出席により成立し議決には出席会員の過半数の同意を必要とする。ただし、賛否同数の場合は議長の決定による。

第4章 代議員会

第19条 代議員会は総会の代行議決機関である。

第20条 代議員会は各ホームルームより選出された代議員より構成される。

第21条 代議員会は臨時委員会を設けることができる。

第22条 代議員会は議長が召集し原則として、3日前に議案を通知しなければならない。ただし緊急の場合はこの限りではない。

第23条 代議員会は代議員の3分の2以上の出席を必要とする。

第24条 議長は次の要求のあるとき代議員を召集しなければならない。

(1) 会長の要求があった場合

(2) 代議員の3分の2以上が必要と認めた場合。

第25条 代議員会の決議権は代議員のみ有し、すべての議決には出席委員の過半数の同意を必要とする。ただし、賛否同数の場合には議長の決するところによる。

第26条 代議員は各ホームルームより選出された各12名よりなり任期を1年とする。ただし代議員に事故のあった場合選出したホームルームは改めて選出し議長に届け出なければならない。このとき、代議員はホームルームの他の役員より先立って選出しなければならない。

第27条 会員は議長の許可を得て代議員会を傍聴し議長の指名によって発言することができる。

第28条 代議員会規則は代議員の3分の2以上の賛同をもって改正する事ができる。

第5章 執行委員会

第29条 執行委員会は本会における最高の執行機関である。

第30条 本委員会は会長・副会長・書記・会計・情宣をもって構成する。

第6章 運営委員会

第31条 本委員会は生徒会活動が円滑に運営されるため執行部と連絡をとり協力して活動を行う。

第32条 本委員会は次の委員会を置く。

代議員会
生活委員会
出版委員会
保健体育委員会
放送委員会
図書委員会

第33条 各委員会は各ホームルームから選出された会員をもって構成し要員の任期は1年とする。ただし運営委員を併任することができない。1年次生については第1学期終了をもって再選してもよい。

第34条 各運営委員会の委員長・副委員長は第9条により決定される。委員長は臨時委員会を開くことができる。また、学期1回開かれる委員長会に出席しなければならない。

第35条 各委員会はそれぞれ下記の事項を立案し、執行部と連絡、協力しつつ執行する。

- (1) ホームルーム委員会は学校内外の自治活動を総括し、各ホームルームの諸活動をおこない教育活動に参加する。
- (2) 生活委員会は校舎内外の風紀向上や日常通学の安全を指揮するまた校舎内外の美化および用具施設の営繕にあたる。
- (3) 出版委員会は学校新聞の発行、ニュース指示、その他出版物の取扱いにあたる。
- (4) 保健体育委員会は生徒の日常における救急保健衛生および生徒会の体育活動にあたる。
- (5) 放送委員会は校舎内外の放送にあたる。
- (6) 図書委員会は図書の貸出し管理、月刊雑誌および生徒の希望図書購入の任にあたる。また図書室の管理にあたる。

第7章 部活動

第36条 第3条目的達成のため次の部・同好会を置く。

文化部……写真、アート、陶芸、家庭手芸
体育部……硬式野球、バレーボール（男子・女子）、バスケットボール（女子）、ソフトテニス（女子）

第37条 会員は自由に部を選び、1つの部に入部することができる。ただし文化部と体育部については1部ずつ兼ねることができる。

第38条 同好会には必ず責任者（本校教職員）1名を必要とし、活動のできる最少人数にて代議員会により承認される。

第39条 各部は部員の互選により部長、会計係その他必要な係をおく。

第40条 部の改正は新設においては代議委員会で3分の2以上の賛同により正式に認め、廃止は生徒総会において、会員の3分の2以上により廃止される。ただし、停止においては代議員会にて決議する。

第8章 選挙管理委員会

第41条 選挙管理委員会は各クラス2名をもって構成され、毎年11月にホームルームより互選によって選出する。

第42条 委員会には次の役員をおき任務は下記のとおりとする。

- (1) 委員長 本委員会を代表しいっさいの任務を統理する。
- (2) 副委員長 委員長を補佐し委員長に事故のあるときはその任務を代行する。
- (3) 書記 本委員会の文書録をつかさどる。

第43条 被選挙権は1、2年次の者で告示日より1カ月以前から在学するものに限る。ただし選挙管理委員はこれを有しない。又臨時選挙の場合は別に本委員会でこれを定める。

第44条 告示は前任者満期1カ月以前に行う。

第45条 投票は告示日より30日以内に行う。

第46条 立候補届出期間は告示の日より1週間以内にする。

- 第47条 立候補者の届け出は責任者1名を書き添え、本人および責任者が規定の書類を委員長に提出する。ただし推薦候補の場合は以上の外50名以上の署名を必要とする。
- 第48条 立候補を辞退しようとするものは投票日より5日前までに委員長へ本人及び責任者連署の書類をもって届出しなければその候補者であることを辞する事はできない。
- 第49条 選挙運動は正会員のみがこれを行うこと。なお選挙運動は投票日の前日までとする。
- 第50条 現二役員（会長、副会長）および選挙管理委員は選挙運動を行う事ができない。
- 第51条 個人演説会などの選挙運動は学習時間外校内に限って行う事ができる。
- 第52条 立会演説会は委員長の定める期日および場所において行う。
- 第53条 運動ビラは委員会発行の用紙を用い特に定められた場所以内で委員会の承認印のあるものに限り使用できる。なお枚数は毎年委員会で定め各候補に伝達する。
- 第54条 次の行為は選挙違反および妨害と認められる。
- (1) 正会員の品物、金銭を配布したり、定められたビラ以外のビラを用いたりした場合。
 - (2) 故意に選挙ビラ等を破損した場合。
 - (3) 立会演説会の演説および投票所の投票、開票を妨害するような行為をした場合。
- 第55条 本則に違反した事実を発見した場合は届出により選挙管理委員会において確認し、委員会の3分の2以上の同意により処分し、再選挙を行う。
- 第56条 投票は無記名投票とする。
- 第57条 投票所には立会人を必要とする。また開票は投票後ただちに行う。
- 第58条 選挙に対する異議申し立ては開票後1週間内とする。
- 第59条 開票後委員会を開き、当選者を確認しこれにより正式な当選はただちに公示する。
- 第60条 上期の規則は選挙管理委員会が改正しようとした場合代議員会の承認によりこれを行う事ができる。

第9章 会計

- 第61条 本会の経費は入会金、会費および補助金をもってこれに当る。
- 第62条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第63条 本会の会費は普通会費と臨時会費に分け、納入する。ただし臨時会費は必要に応じ査定し生徒総会において決定される。
- 第64条 本会の予算は次のように分割する。
- (1) 部予算
 - (2) 一般会計予算
 - (3) その他特別予算
- 第65条 本会の予算は毎年4月末日までに執行委員会で作成し、生徒総会の承認を得る。
- 第66条 本会の会計監査は会計監査委員が行う。

第10章 辞任および解任

- 第67条 会長、副会長の辞任にあたってはその辞表を代議員会に提出する。すべての役員に関しては会長を経て辞表を代議員会に提出する。同委員会はその理由の是非を審議し止むを得ないと認めた場合はこれを受理する。
- 第68条 他の役員の解任にあたっては会員50名以上の署名を得た上発議申請書を提出する。代議員会はこれを審議の上解任表決のため生徒総会において特別投票を行う。ただし、この表決には全会員の3分の2以上の不信任賛成投票を必要とする。

第11章 ホームルーム

- 第69条 ホームルームは生徒会活動の基盤となり、各委員会の問題を提起しまた各委員会から送付された問題その他の必要事項について協議し、その実践に努める。
- 第70条 各ホームルームは次の役員をおく。

代議員	2名
生活委員	2名
出版委員	2名
保健体育委員	2名
放送委員	2名
図書委員	2名
(選挙管理委員)	2名

*代議員と保健体育委員には男女各1名を必ず選出する。

第71条 各委員はホームルーム委員の互選により決定する。なお任期は4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

第12章 会則改正

第72条 本会の会則を改正しようとする場合次の時に改正案を会長に提出することができる。

- (1) 執行委員が必要と認めたとき（3分の2以上）
- (2) 代議員が必要と認めたとき（2分の1以上）
- (3) 会員が必要と認め40名以上の署名を得たとき。

第73条 これにもとづいて改正案が会長に提出された場合、会長は執行委員会や各ホームルームで討議した上で生徒総会にはかる。ただし出席者の過半数の賛成を必要とする。

第13章 顧問

第74条 本会の活動を規律化し完全な運営を行うために各委員会および各部は、学校長の委嘱する顧問の指導を受け、生徒会のあらゆる活動は顧問の承認を受けなければならない。

第14章 附則

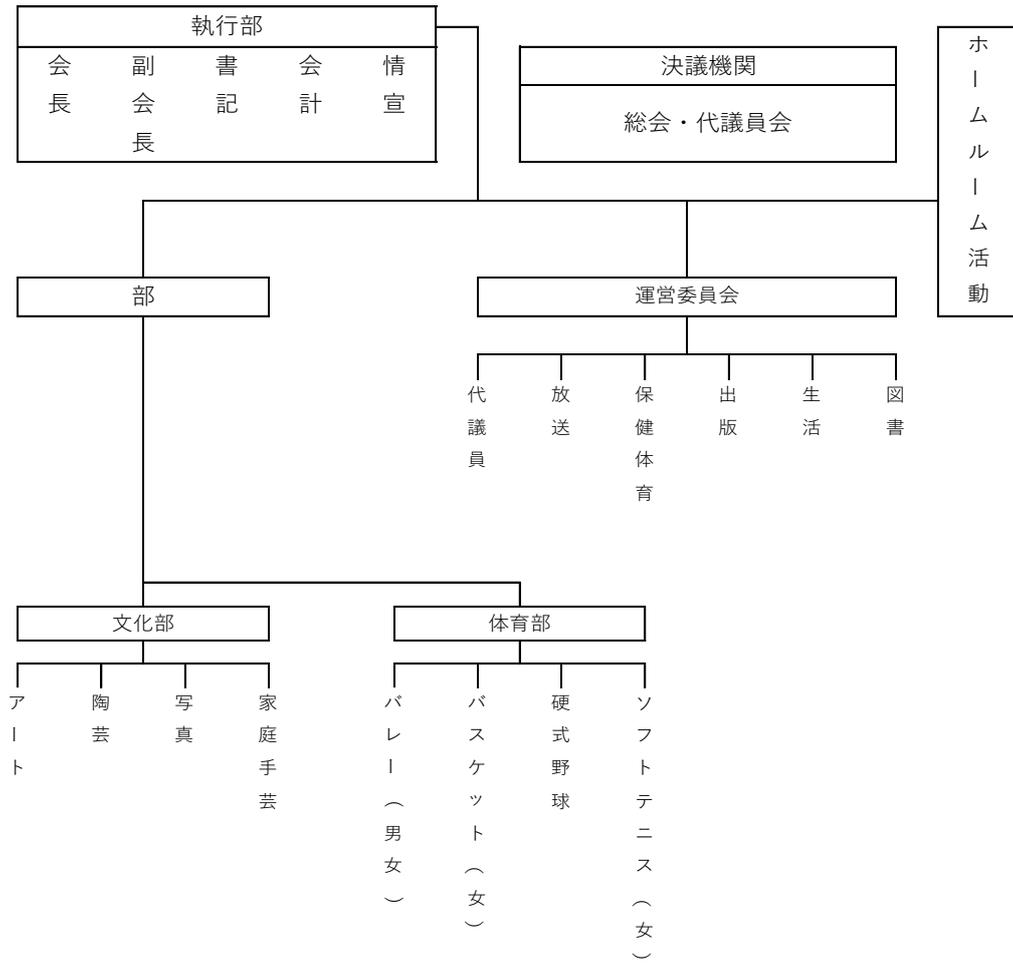
第75条 本会の重要な議決事項はすべて校長の承認を得るものとする。

第76条 本会則の最終決定は校長の承認を得るものとする。

第77条 本会則は昭和57年4月1日よりこれを施行する。

第78条 本会則の施行と同事に前会則および他の一切の規則は効力を失う。

生徒会の組織



生徒会贈与に関する規約

1. この規約は本校生徒会の贈与に関する事項を定める。
2. 贈与は下記の標準による。
 - (1) 謝恩
 - ① 先生の転退職
在籍年数にかかわらず1,000円相当の記念品を贈る。
 - ② 卒業生
記念品を贈る。
 - (2) 弔慰
 - ① 会員・先生の死亡、その都度協議の上決定する。
 - ② 会員の父母の死亡3,000円
 - (3) 見舞
 - ① 会員の4週間以上の病気2,000円
 - ② 会員の生徒会活動による公傷はその都度協議の上決定する。
 - ③ 会員・先生の身上・家庭に災害ある場合はその都度協議の上決定する。
 - (4) その他
必要と認めた時、その都度協議の上決定する。
3. 前条の贈与を受けても返礼はしないものとする。
4. 本規約は昭和57年4月1日より実施する。

図書館規定

第1章 総 則

- 第1条 本校図書館の利用者は、本校生徒・職員と、図書係職員が認めたものとする。
- 第2条 図書館の管理は図書係職員と生徒会会則により選出された図書委員があたる。
- 第3条 図書の貸出・返却、その他の運営は図書係職員と図書委員があたる。

第2章 開館および閉館

- 第4条 開館時間は次のようにする。
午前10時30分～午後4時45分
- 第5条 閉館時間は次のようにする。
- (1) 休業日（ただし、長期休暇中はその都度、開館日を定める。）
 - (2) その他必要と認められる時。

第3章 図書閲覧

- 第6条 図書の閲覧は図書館内においておこなう。ただし、授業等で特に必要な時は、特別に館外での閲覧を認めることもある。
- 第7条 図書館利用の心得として以下のことを守ることとする。
- (1) 館内では他の利用者の妨げにならないよう、静かに閲覧すること。
 - (2) 図書は大切に扱い、書き込み、切り抜きなどはしないこと。
 - (3) 図書を無断で持ち出さないこと。
 - (4) 館内では携帯電話の使用および飲食をしてはならない。

第4章 貸出・返却

- 第8条 貸出・返却手続は次のようにおこなう。
- (貸出) (1) 借りたい図書をカウンターまで持参する。
(2) 貸出係に自分の生徒番号・名前を伝えて手続きする。
- (返却) カウンターもしくは返却ボックスへ返却する。
- 第9条 貸出冊数は自由、貸出期限は2週間以内（漫画については翌日まで）とする。予約のない場合、カウンターで再手続きをして、さらに2週間の貸出延長ができる。ただし、雑誌の最新号の貸出は放課後から翌日の朝までとする。
- 第10条 借りた図書の又貸しはしない。
- 第11条 返却期を一定期間過ぎた場合、督促状を発行する。

第5章 予約・リクエスト

- 第12条 読みたい本が貸出中の場合は、予約することができる。また、読みたい図書が館内にない場合は、購入するか他館から借りて提供する。

第6章 読書相談

- 第13条 本探しや求めている情報についての相談を受け付ける。

第7章 公共図書館との連携

- 第14条 甲賀市各図書館から授業貸出を受けることができる。

第8章 附 則

- 第15条 図書を汚したり、紛失したりした場合は、弁償しなければならない。
- 第16条 本規定に違反した場合は、閲覧および貸出を停止することがある。
- 第17条 図書係職員が特に必要と認めた場合長期にわたって貸出をすることがある。

災害発生時の対応について

- 事前に住んでいる地域の避難場所を把握しておくこと。
- 避難した場合には可能な限り、早急に学校へ下記の内容を連絡すること。
 - ・学年 組 番号 氏名
 - ・避難場所名とその電話番号

気象警報等発表時の対応について

- 滋賀県全域または滋賀県内の特定の地域に「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「大雨特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」のいずれか1つでも
午前7時に発表中であれば自宅待機をし、解除され次第登校すること。
午前10時に発表中であればその日は臨時休業とする。
- 甲賀市に「大雪特別警報」が
午前7時に発表中であれば自宅待機をし、解除され次第登校すること。
午前10時に発表中であればその日は臨時休業とする。

学 校 連 絡

代 表	0 7 4 8 - 8 2 - 0 1 6 7
1 年 部	0 7 4 8 - 8 2 - 0 2 6 2
2 年 部	0 7 4 8 - 8 2 - 0 2 7 5
3 年 部	0 7 4 8 - 8 2 - 0 9 0 2
FAX番号	0 7 4 8 - 8 2 - 2 1 2 4